

核不拡散評価書

(1) ロシアの対イラン原子力協力

- ロシア政府は、ロシアの団体が国連安保理決議に違反して、イランとの協力を実施しないことをハイレベルで確約した。
- ロシアが、核燃料がプシェール原子炉に貯まらぬよう、運転直前の新燃料の供給や使用済燃料の返還に関する規定を 2005 年のロシア・イラン間の協定の中に記載したことを積極的な対応として評価
- 米国は、原子力技術または汎用技術の対イラン輸出に関する包括的なレビューの重要性をロシアに対して主張した。
- イランが核燃料サイクルを保有する必要があることを証明するものとして、ロシアが新燃料をイランに供給したことを米国は支持する。
- ロシアはイランへの IAEA の査察を支持する。

(2) 米露原子力協力の範囲

- 協力の範囲として以下を規定。
 - 原子力分野に関わる研究開発
 - 制御熱核融合分野での研究開発
 - 放射性廃棄物処理、原子力施設の廃止措置、環境保全
 - 原子力・放射線安全
 - 原子力産業・取引
 - 減速材、核物質、技術、設備の移転
 - 不拡散、IAEA 保障措置、環境保護の問題での協力
- 直接、または第三国を通じて移転される核物質、減速材、設備、構成部分等は受領国が協定に基づく移転であることを確認した場合に協定に基づく移転とみなされる（第 7 条 4 項）
- 機微な原子力施設、機微な原子力技術、主要な構成部分は、協定を改定した上で移転される（第 7 条 2 項）
- 米国国内法で定める秘密資料や、ロシアの国家機密情報の移転は許されていない（第 6 条 2 項及び 3 項）
- 協定の有効期間は、発効後 30 年（第 20 条 1 項）

(3) 米露原子力平和利用協力協定と米国原子力法及び核不拡散法との関係

(原子力法、核不拡散法(NNPA)との関係 → 結論:原子力法、NNPA に合致)
原子力法 123 条では原子力協力協定に含まれるべき要件を定めており、要件

を満たしているか否かが評価の対象となる。

[1]保障措置

- ▶ 協定第 13 条 2 項は、協定に基づいてロシアに移転された核物質及び協定に基づいて移転された核物質、減速材、設備または構成部分において使用され、またはそれらの使用を通じて生産されたいかなる核物質も、ロシアと IAEA が 1985 年に締結した保障措置協定及び 2007 年に締結した追加議定書の対象であることを規定している。
- ▶ 協定第 13 条 4 項では、ロシア・IAEA 間の保障措置協定が実施されていない場合の代替保障措置(back-up safeguards)を規定している。

[2]包括的保障措置

- ▶ 核兵器国であるロシアに対しては適用されない。

[3]平和利用

- ▶ 移転された核物質や設備、及びその使用を通じて生産された特殊核物質を核爆発もしくは軍事利用に使用しない旨の原子力法の規定は第 12 条により満たされている。

[4]返還請求権¹

- ▶ 核兵器国であるロシアに対しては適用されない。

[5]再移転

- ▶ 協定第 8 条第 2 項において、米国の同意なしに、認められた者以外の者、ロシアの管轄外または支配の及ばない区域に移転されない旨を規定。

[6]核物質防護

- ▶ 協定第 11 条において、適切な核物質防護が維持されることを規定。

[7]濃縮、再処理、その他形状、内容の変更に関する同意

- ▶ 協定第 9 条においては、協定に基づいて移転された核物質や、移転された核物質、減速材または設備において使用され、またはそれらの使用を通じて生産されたいかなる核物質の全ての形状、内容の変更（濃縮、再処理を含む。）を米国の事前同意なしに実施することを禁じている。

¹ 相手国による核実験の実施や IAEA 保障措置協定違反の場合に、協定の下で移転された核物質、設備等の返還を求めることができる権利

- ▶ また、同条においては、このうち、20%以下の濃縮等、一定の活動に対しては、本協定において同意を与えている（再処理については個別に事前の同意が必要）。
- ▶ また、第9条は、米国から輸出される原料物質又は特殊核物質に関して、特に、当該協定に定める場合を除いて、輸出した後、米国の事前同意なしに、濃縮することを禁じる NNPA 第 402(a)条の規定も満たしている。

[8]貯蔵に関する同意

- ▶ 協定第8条1項は、米国の事前同意がある施設にのみ特殊核物質を貯蔵できる旨の原子力法の要件を満たしている。

(結論)

- 米露原子力協力協定の発効は、両国の民生用原子力協力に利益をもたらすものであり、核不拡散における継続的な協力の基礎となる。
- 協定における保障措置、その他の管理メカニズム、平和利用の保証に関する規定は、協定下の如何なる支援も軍事又は核爆発目的に使用されないことを適切に保証している。
- 協定は、原子力法及び核不拡散法の法的要件を満たしている。
- 協定発効は、米国の不拡散プログラム、政策、目的に合致している。
- よって、大統領による本協定の承認、かつ、本協定の発効が米国の防衛・安全保障を推進するものであるとの決定を大統領が下すよう勧告する。